

木造住宅耐震【診断】補助金について

<対象要件>

1. 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された専用住宅及び店舗・事務所兼用住宅
2. 2階建以下の在来構法により施工された木造建築物
3. 住宅の所有者が藤沢市内に居住していること
4. 事前相談が終わっているもの

※市税を滞納している方は対象となりません。

※申請前に耐震診断の契約が済んでいるもの（見積りの取得は含みません）、または過去に実施した耐震診断については対象となりません。

※事前相談後12月末までに申請がない場合は、キャンセルとなります。

※令和5年度から所有者が市内居住であれば、貸家・空家でも補助対象となりました。

<補助金額>

耐震診断（一般診断・精密診断）にかかる費用の1/2かつ最大で6万円

<申請に必要なもの>

事前相談時に①②の書類を確認をします。

- ①マイナンバーカード、運転免許証（両面）、国民健康保険被保険者証等の住所を確認できる資料の写し（所有者全員分）
- ②固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し（所有者全員分）
- ③耐震診断に要する費用の見積書の写し
※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所に押印が必要となります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

<申請期限>

12月末までに補助金交付申請書（第1号様式）提出

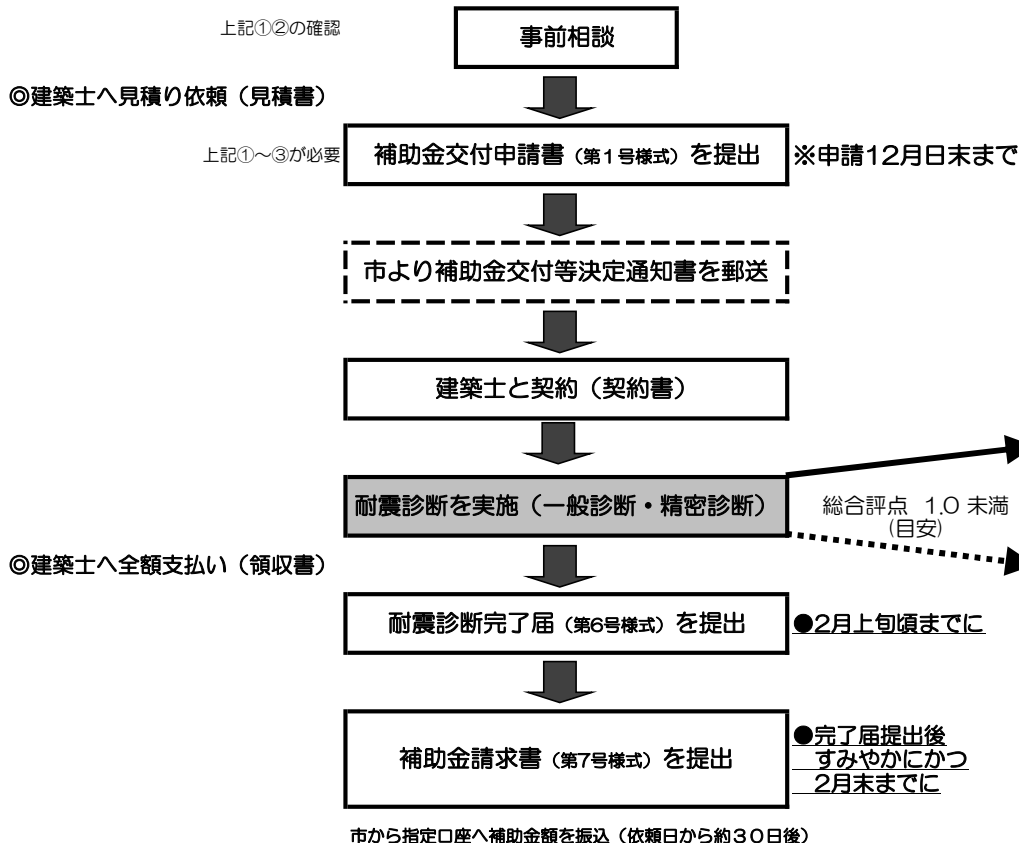
<受付窓口>

建築指導課 耐震・住居表示・庶務担当
藤沢市役所分庁舎3階 電話：50-3539（直通）

地震に強い
お住まいに
するための
支援をします！

『耐震診断補助金』手続きフロー

・年度内に、申請から補助金の支払完了までを行います。



耐震改修工事

耐震性がない場合には、耐震改修工事をおすすめします。「木造住宅耐震改修工事補助金」※制度があります。耐震診断完了届を提出した時点で事前相談が開始できますので、ぜひご活用ください。

※当該補助金を受ける場合、耐震診断費用の自己負担額については、更に補助の対象となります。ただし、いずれも件数に限りがあります。

耐震改修が困難な方には、「耐震シェルター等設置事業補助」制度もご用意しています。

耐震シェルター